(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
帯広市川西町基線五四番六から北海道河西郡中札内村大通南一丁目二番まで	前	A 一〇・二八～三六・九一	一八・二一〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 二三・〇〇～一七九・五〇	一九・三〇七	
	後	A 一〇・二八～三六・九一	一八・二一〇	
		B・C 二三・〇〇～一七九・五〇	一九・三〇七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

北海道開発局長　岡下　淳

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北広島市西の里三三四番一から同市西の里二七五番一まで	前	四九・〇〇～五三・〇〇	一・〇五〇	
	後	四九・〇〇～六九・〇〇	一・〇五〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

北海道開発局長　岡下　淳

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道勇払郡むかわ町穂別稲里四〇九番一から同町穂別稲里四四四番二まで	前	一四・〇〇～四二・五九	〇・〇六六	
	後	一四・〇〇～五六・一七	〇・〇六六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道浦河郡浦河町字西舎三三一番三から同町字西舎二九八番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年八月二十日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　木原　稔
外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理
　同　あかま二郎（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣城内実海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策及び規制改革）事務代理を命ずる（以上八月十七日）

法務省

（在大韓民国日本国大使館一等書記官）外務事務官　義永　康朗
検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる
（在英国日本国大使館一等書記官）同　川手　研典
検事一級（千葉地方検察庁検事）に転任させる（以上八月十七日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の愛知県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月十九日
　皇居（乾門）御出門
　東京国際空港御発　特別機
　中部国際空港御着
　エスパシオ　ナゴヤキャッスル
　名古屋市瑞穂公園陸上競技場
　お泊所　エスパシオ　ナゴヤキャッスル
第二日　九月二十日
　愛・地球博記念公園（愛・地球博記念館）
　愛・地球博記念公園（ジブリパーク）
　愛・地球博記念公園（愛・地球博記念館）
　エスパシオ　ナゴヤキャッスル
　愛知国際アリーナ
　名古屋駅御発
　東京駅御着
　還幸啓
天候不良等の場合
第一日九月十九日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。
　皇居（乾門）御出門
　東京国際空港御発　特別機
　中部国際空港御着
　名古屋市瑞穂公園陸上競技場
　名古屋市瑞穂公園陸上競技場以下当初の第一日の御日程に同じ。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	十一号	三豊市豊中町上高野字徳満一八六三番一から同市豊中町本山甲字屋敷内一二四六番一まで	